



雇用延長を要求！

二重加盟の組合員の要求を緊急申し入れ！

鳥飼事業所の洗濯場で働く継続社員のHさんは、J S労とサービック労組に二重加盟していました。2月10日、65歳以降の雇用延長における面談において、北山副所長は、Hさんに対して「雇用延長しない」と通告しました。北山副所長は、その理由を「洗濯場で待っている人がいる」「残るなら車両の清掃です」と説明しました。

人工関節置換術で洗濯場へ！

Hさんは以前には車両清掃に従事していました。当時のクリーンアップ作業や床面ワックス掛け作業は現在とは違い、膝を床について作業をしていました。そのため、腰痛や膝を痛める方が多く、Hさんも変形性関節症から2014年には、人工関節にしなければならぬまでに疾病は進行しました。Hさんは、この時労災申請は行わなかったものの、会社はそのことを認めて、洗濯場に配置をしました。

洗濯場で雇用延長すること！

Hさんは、人工関節になったものの洗濯場で10年以上にわたり懸命に作業を続けました。そして4月末日で65歳を迎えますが、会社に対して「洗濯場で続けることができるならお願いします」とその意思を伝えていました。そして、J S労は、この本人の希望を要求として、会社に対して、2月18日に申し入れをしました。

社員の痛みを感じる会社に！

労災申請はしなかったものの、この膝の疾病は膝をついた作業によるもので、よく問題になる因果関係の話ではありません。会社もそれがわかっているから現在は膝をついての作業は解消されているのです。少しの負担でも長年の継続により疾病が発症するケースは枚挙にいとまがありません。会社はこの事実に対して、謙虚に誠意を持って対応する必要があります。

サービック労組の対応は？

一方、二重加盟しているサービック労組の対応はどうでしょうか。昨年4月25日に「65歳以降のパート及び臨時雇用の取り扱いについて」と題する申入書を会社に提出しています。さて、今回はどんな対応をするのでしょうか。